

第 80 号議案

加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 2 条 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改める。

(加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 2 6 年加東市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

第 4 条 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に、「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 6 7. 5」に改める。

(加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条を次のように改める。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 1 5 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任

用職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則に定める日（以下この条において、これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても同様とする。ただし、次に掲げる場合においては、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(1) 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計（規則で定める任命権者に任用された期間のみ通算できるものとする。次号において同じ。）が、当該会計年度において6箇月以上に至った場合

(2) 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が、基準日において6箇月以上に至った場合

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

5 給与条例第32条及び第33条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員（第1項ただし書の規定により、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなされた者を含む。）について準用する。

第24条を次のように改める。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第24条 第15条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第15条第3項中「フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（報酬が時間額で定められている者にあつては、1日

当たりの報酬の額（1週間の勤務時間を5で除して得た時間に1時間当たりの報酬額を乗じた額）に21を乗じた額とする。）」と読み替えるものとする。

- 2 給与条例第32条及び第33条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（第1項の規定により準用する第15条第1項ただし書の規定により、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなされた者を含む。）について準用する。

第6条 加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 加東市職員の育児休業に関する条例（平成18年加東市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「並びに」を「及び」に、「及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第31条第1項」を「（第24条第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

## 第 80 号議案 要旨

### 加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

人事院勧告を踏まえ、加東市一般職の職員の期末手当について、国の年間支給月数と同水準で改定し、期末手当を 0.05 月分引下げることから、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

(1) 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

令和 2 年度に支給する 12 月期の期末手当の支給月数を 1.25 月とすること。（第 31 条）

(2) 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

令和 3 年度以後に支給する 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 1.275 月とすること。（第 31 条）

(3) 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 3 条関係）

令和 2 年度に支給する 12 月期の期末手当の支給月数を 1.65 月とすること。（第 9 条）

(4) 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 4 条関係）

令和 3 年度以後に支給する 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 1.675 月とすること。（第 9 条）

(5) 加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 5 条関係）

人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員の状況に則した期末手当の改正を行うため、所要の整備をすること。（第 15 条及び第 24 条）

(6) 加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 6 条関係）

令和 3 年度以後に支給する 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 1.275 月とすること。（第 15 条）

(7) 加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第 2 項関係）

加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、所要の文言整理をすること。（第 7 条）

#### 3 市財政への影響

期末手当支給月数の引下げにより、年間 6,909 千円（うち、一般職 4,800 千円）の支出減となり、会計ごとの内訳は次のとおりとなる。

(1) 一般会計 6,306 千円（うち、一般職 4,347 千円）の支出減

- (2) 国民健康保険特別会計 94千円（うち、一般職74千円）の支出減
- (3) 介護保険保険事業特別会計 277千円（うち、一般職166千円）の支出減
- (4) 水道事業会計 115千円（うち、一般職109千円）の支出減
- (5) 下水道事業会計 117千円（うち、一般職104千円）の支出減

#### 4 施行期日

- (1) 2(1)、2(3)、2(5)及び2(7)関係 公布の日
- (2) 2(2)、2(4)及び2(6)関係 令和3年4月1日

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係） （期末手当）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>
<p>○加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係） （期末手当）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1</u></p>	<p>（期末手当）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1</u></p>

00分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

○加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

(給与条例の適用除外)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条第1項、第30条及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とあるのは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

○加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条関係）

(給与条例の適用除外)

00分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(給与条例の適用除外)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条第1項、第30条及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とあるのは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

(給与条例の適用除外)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条第1項、第30条及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とあるのは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の170」とする。

○加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第5条関係）

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 給与条例第31条から第33条までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計（規則で定める任命権者に任用された期間のみ通算できるもの

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条第1項、第30条及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とあるのは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則に定める日（以下この条において、これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6箇月以上の

とする。次項及び第24条において同じ。）が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

フルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても同様とする。ただし、次に掲げる場合においては、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- (1) 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め  
の合計（規則で定める任命権者に任用された期間のみ通算できるものとする。次号において同じ。）が、当該会計年度において6箇月以上に至った場合

- (2) 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が、基準日において6箇月以上に至った場合

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第31条から第33条までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第31条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（報酬が時間額で定められている者にあつては、1日当たりの報酬の額（1週間の勤務時間を5で除して得た時間に1時間当たりの報酬額を乗じた額）に21を乗じた額とする。）」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

5 給与条例第32条及び第33条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員（第1項ただし書の規定により、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなされた者を含む。）について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 第15条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第15条第3項中「フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（報酬が時間額で定められている者にあつては、1日当たりの報酬の額（1週間の勤務時間を5で除して得た時間に1時間当たりの報酬額を乗じた額）に21を乗じた額とする。）」と読み替えるものとする。

2 給与条例第32条及び第33条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（第1項の規定により準用

合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

○加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第6条関係）

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条（略）

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3～5（略）

○加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

する第15条第1項ただし書の規定により、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなされた者を含む。）について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条（略）

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3～5（略）

